

第395回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和3年10月25日（月）午後1時30分開会

2 場 所 市役所大会議室

3 出席委員 16人

1 番 江口勘四郎委員

2 番 長沼健司委員

3 番 山川光照委員

4 番 上妻一実委員

5 番 山口久志委員

6 番 吉田とも委員

7 番 井上隆市委員

8 番 松田陽一委員

9 番 木村 正委員

10 番 富田憲一委員

11 番 鈴木萬四郎委員

12 番 渡邊智春委員

13 番 後藤敏秀委員

14 番 原田広幸委員

15 番 木村辰也委員

16 番 花谷和男委員

出席推進委員 6人

佐藤秀雄推進委員、山口守推進委員、金子俊信推進委員、齋藤吉昭推進委員

稲毛博推進委員、鈴木章推進委員

傍聴 なし

4 欠席委員 なし

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程5 議 第3号 第444回農用地利用集積計画（所有権移転）について

日程6 議 第4号 第445回農用地利用集積計画（転貸を伴う利用権設定）について

日程7 報告第1号 農地法施行規則第29条第1号の規定による転用届書の受理について

日程8 報告第2号 農地法第18条の規定による通知書の受理について

日程9 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程10 報告第4号 使用貸借契約の解約書の届出について

日程11 報告第5号 承認した農地改良届出について

6 事務局出席職員

事務局長 漆山徹、係長 柏倉昌範、係員 大沼織江、係員 齋藤啓華

7 会議の概要

議長（会長） 定刻になりましたので、10月15日に告示になりました、第395回上山市農業委員会総会を開会します。出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議はお手元に配付しております議事日程により進めます。

議長 日程1、諸般の報告であります、事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和3年10月15日、上山市農業委員会告示第11号により、令和3年10月25日、第395回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。第2、出席告知について、令和3年10月18日付け農委第113号をもって、第395回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。第3、総会資料の配布について、第395回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配布しております。第4、総会出欠席委員数について、委員定数16人、現在出席委員16人となっております。また、推進委員が6人出席しております。以上で報告を終わります。

議長 日程2、議事録署名委員の指名であります、上山市農業委員会総会会議規則第29条の規定により、議長において、2番、長沼健司委員、8番、松田陽一委員を指名いたします。

議長 日程3、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに賃借権の設定について、事務局長より内容の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第1号、農地法第3条の規定による許可申請の賃借権の設定について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は〇〇氏、農業、借り人は〇〇氏、農業であります。〇〇氏は新規就農希望者であり、細谷地内の畑4筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であり、下限面積の要件を満たすことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、新規就農希望者については、農地専門委員会で聞き取り調査を行っておりますので、農地専門委員長より調査結果について報告をお願いします。

富田委員長 10月18日に農地専門委員会を開催して新規就農者の審査を行いました。〇〇さんはパーソナルトレーナーをしております。後藤委員が細谷のサクラン

が畑を認定新規就農者の〇〇さんに紹介したところ、その息子さんである〇〇さんが借り受けることになったとのことです。また、パーソナルトレーナーとしても食に関わっており、繊維質が豊富なサツマイモを自宅近くで作って、レストラン等で使用したいとのことです。農地専門委員会では、参入動機、耕作面積、農業従事日数、周囲との調和、営農環境、労働力の項目で審査し、認定すべきと決定いたしましたので、審査をお願いします。

議長 続いて、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。13番、後藤敏秀委員。

後藤委員 整理番号1について、現地調査の結果を報告します。10月23日に〇〇さんの息子の〇〇さんと〇〇さんにお会いしてきました。内容は先ほど富田委員長から説明あった通りです。要件のすべてを満たすため許可相当と考えます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権移転の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程4、議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたしますので、議案書の2ページをお開きください。なお、3ページに位置図がございますので、併せてご覧ください。2件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。譲渡人は〇〇氏、無職、譲受人は〇〇氏、会社役員であります。藤吾地内の畑1筆について、これまで駐車場として利用していた土地に譲受人の息子家族が住居を建築することになったため、代替の駐車場を整備するため転用するものです。土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第5条の規定による許可申請の整理番号1については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。次に、整理番号2について、事務局長より内容の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。譲渡人は〇〇氏、農業、譲受人は〇〇氏、農業であります。須田板地内の畑1筆について、これまで譲受人が貸借して利用していた資材置場等を所有者に返却することになったため、代替の資材置場等を整備するため転用するものです。土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第5条の規定による許可申請の整理番号2については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。

議長 日程5、議第3号、第444回農用地利用集積計画の所有権移転について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第3号、第444回農用地利用集積計画の所有権移転について説明いたしますので、議案書の4ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。譲受人は〇〇氏、認定農業者、譲渡人は〇〇氏でございます。川口地内の畑1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第444回農用地利用集積計画の所有権移転の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程6、議第4号、第445回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第4号、第445回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定について説明いたしますので、議案書の5ページをお開きください。62件の申請がございました。全て農地中間管理機構を通じた貸借で、転貸者は全て山形市に事務所を有する公益財団法人やまがた農業支援センターです。整理番号1及び2は関連がありますので、一括して説明いたします。借り人は〇〇氏、貸し人は〇〇氏及び〇〇氏であります。中生居地内の田3筆について賃借権を設定するもので、土地

の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第445回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定の整理番号1及び2については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号3及び4については関連がありますので、事務局長より一括して説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号3及び4について説明いたします。借り人は〇〇氏、貸し人は〇〇氏及び〇〇氏であります。中生居地内の田2筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第445回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定の整理番号3及び4については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号5について事務局長より内容の説明をいたしますが、木村辰也委員が当事者となっておりますので、農業委員会に関する法律第31条第1項の規定により、木村委員の退席を求めます。

(木村(辰)委員、退席)

議長 それでは、整理番号5について、事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号5について説明いたします。借り人は〇〇氏、貸し人は〇〇氏であります。牧野地内の田1筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第445回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定の整理番号5については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

んか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。ここで、木村委員の着席を許可します。

(木村(辰)委員 着席)

議長 次に整理番号6から9については関連がありますので、事務局長より一括して説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号6から9について説明いたします。借り人は株式会社〇〇、貸し人は〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏及び〇〇氏であります。株式会社〇〇は新規就農希望者であり、中生居地内の田10筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、新規就農希望者については、農地専門委員会で聞き取り調査を行っておりますので、農地専門委員長より調査結果について報告をお願いします。

富田委員長 10月18日に農地専門委員会を開催し新規就農者の審査を行いました。

株式会社〇〇は〇〇牧場の次男である〇〇さん一人の会社です。〇〇さんは近くで和牛の育成牧場を運営し、乳牛に和牛の受精卵を人工授精しE T和牛を生産したいとのことです。仲買人の資格も取得しており、自分で生産した牛を上山産として売りたいとのことです。農地専門委員会では、参入動機、耕作面積、農業従事日数、周囲との調和、営農環境、労働力の項目で審査し、認定すべきと決定いたしましたので、審査をお願いします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第445回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定の整理番号6から9については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号10から15については関連がありますので、事務局長より一括して説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号10から15について説明いたします。借り人は〇〇氏、貸し人は〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏及び〇〇氏であります。関根及び仙石地内の田畑11筆について賃借権又は使用賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を

終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第４４５回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定の整理番号１０から１５については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号１６から２０については関連がありますので、事務局長より一括して説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号１６から２０について説明いたします。借り人は〇〇氏、貸し人は〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏及び〇〇氏であります。仙石及び金谷地内の田５筆について賃借権又は使用貸借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第４４５回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定の整理番号１６から２０については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号２１から２６については関連がありますので、事務局長より一括して説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号２１から２６について説明いたします。借り人は〇〇氏、貸し人は〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏及び〇〇氏であります。金谷及び権現堂地内の田１３筆について賃借権又は使用貸借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第４４５回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定の整理番号２１から２６については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号２７から２９については関連がありますので、事務局長より一括して説明い

たします。事務局長。

事務局長 整理番号２７から２９について説明いたします。借り人は〇〇氏、貸し人は〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏であります。金谷及び仙石地内の田３筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第４４５回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定の整理番号２７から２９については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号３０について事務局長より説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号３０について説明いたします。借り人は〇〇氏、貸し人は〇〇氏であります。仙石地内の田１筆の一部について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第４４５回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定の整理番号３０については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号３１について事務局長より説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号３１について説明いたします。借り人は〇〇氏、貸し人は〇〇氏であります。永野地内の田２筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第４４５回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定の整理番号３１については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、
整理番号３２について事務局長より説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号３２について説明いたします。借り人は〇〇氏、貸し人は〇〇氏であります。高野地内の田２筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第４４５回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定の整理番号３２については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、
整理番号３３について事務局長より説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号３３について説明いたします。借り人は〇〇氏、貸し人は〇〇氏であります。金生及び宮脇地内の田３筆について使用賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第４４５回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定の整理番号３３については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、
整理番号３４について事務局長より説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号３４について説明いたします。借り人は〇〇氏、貸し人は〇〇氏であります。石曽根及び川口地内の畑５筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

原田委員 〇〇さんは農地所有者か。新規就農者であれば農地専門委員会の審議が必要ではないのか。

事務局 〇〇さんは〇〇さんの姪になります。〇〇さんには後継者がおらず、今後、直接指導していくとのことでしたので、農地専門委員長と協議し、親元就農者と同様に

農地専門委員会で審議を行わないこととしたものです。

議長 その他ございますか。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第４４５回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定の整理番号３４については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号３５から４６については関連がありますので、事務局長より一括して説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号３５から４６について説明いたします。借り人は株式会社〇〇、貸し人は〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏及び〇〇氏であります。細谷地内の田７３筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第４４５回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定の整理番号３５から４６については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号４７について事務局長より説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号４７について説明いたします。借り人は〇〇氏、貸し人は〇〇氏であります。中山地内の田２筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第４４５回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定の整理番号４７については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号４８について事務局長より説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号４８について説明いたします。借り人は有限会社〇〇、貸し人は〇〇

氏であります。久保手地内の田 1 筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第 445 回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定の整理番号 48 については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程 7、報告第 1 号、農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による転用届出書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第 1 号、農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による転用届出書の受理について報告いたしますので、議案書の 16 ページをお開きください。農地法施行規則第 29 条第 1 号では、自作地において 2 アール未満の農業用施設に転用する場合は転用許可不要とされていることから、上山市では届出を提出いただくこととしています。整理番号 1 について説明いたします。届出者は〇〇氏、農業であります。長清水一丁目地内の畑 1 筆の一部について農作業道路に転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程 8、報告第 2 号、農地法第 18 条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告します。事務局長。

事務局長 報告第 2 号、農地法第 18 条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の 17 ページをお開きください。1 件の届出がございました。整理番号 1 について説明いたします。貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏であります。細谷地内の畑 2 筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程 9、報告第 3 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第 3 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の 18 ページをお開きください。9 件の届出があり、全て相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号 1 及び 8 については、農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程 10、報告第 4 号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第 4 号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたしますので、議案書の 19 ページをお開きください。1 件の届出がございました。整理番号 1 について説明いたします。貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏で、両者は親子であります。先ほど議決いただきました、第 445 回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定に伴い、中生居地内の田 2 筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程 11、報告第 5 号、承認した農地改良届出について報告します。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第 5 号、承認した農地改良届出について報告いたしますので、議案書の 20 ページをお開きください。1 件の届出がございました。整理番号 1 について説明いたします。所有者は〇〇氏、施工者は株式会社〇〇^{かぶしきがいしゃ}であります。田を畑にするため盛土を行うもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

(終了時刻 午後 2 時 25 分)

議事録署名委員

議事録署名委員